

改正派遣法と労働組合のあらたな運動

労働組合のあらたな運動

昨年一月三十日夜、新派遣法の施行を前に、派遣労働ネットワーク主催の「新派遣法がやってくる—派遣労働サミットシンポジウム」が開かれました。発言の一部を紹介します。(文責・事務局)

◆改正派遣法の課題は何か?

派遣労働ネットワーク代表・中野麻美弁護士

改正派遣法を前に、派遣労働者を守っていくために何が必要なのかをともに考えてみたい。

派遣労働の現場では、派遣先企業が非常に有利な立場に立ち、派遣労働者は極めて不利な立場にたかれている。派遣先企業は同じスキルであれば極めて差別的な付加価値、例えば容姿や年齢、若さを求めてくる。

派遣料競争は激しく、四年時給一七〇円が、九八年には一六六円に下落し、今では一四〇円台だ。労働者派遣契約は商取引契約で労働法のルールがなかなか及ばない。企業はより安い方と契約を結び、派遣労働者が影響を受けている。これ以上派遣労働を拡大することとは未来に希望を持つない雇用運動をしてきた。

派遣が拡大している状況は、明らかに臨時の・一時的で極めて短期でない、恒常的に労働者が必要な分野である。また、整理解雇し派遣を導入したり、不

らわれている。派遣労働者も黙つていいで、権利行使する」と、そしてこの法律を活用してどこまで権利を高めることができるかが課題だ。

◆法改正の背景とその要点

生田正之・労働省民間需給調整事業室長

正規の労働者を代替させる動きもある。このような中で、改正派遣法は本当に機能するのだろうか。

労働市場の中で、雇用と労働者の権利を守るうえで必要なことは、第一に労働者が将来の生活展望を持てるよう期間の定めのない雇用、第二に労務提供者が労働法上の責任を負う直

接雇用の原則、第三は自分の役割にふさわしく公正に報われ、機会均等に扱われること、第四にプライバシー、個人の尊厳、自己決定権が保障されることの四点だ。これらが、改正労働者派遣法の中でどうなるのかを子

法改正の趣旨は、これまでの二六業務だけでなく、広範囲の分野で臨時的・一時的な労働力需給調整の強化である。代替防衛のため、派遣期間の制限と派遣先の規制強化を盛り込んだ。

派遣法の改正は八八年二月に国会に提出され、審議に入ったのは九九年からだ。衆議院、参議院の審議を経て原案より多い修正事項が入った。主なものには、一年の期間制限、個人情報の保護、事前面接、セクハラ・母性保護、社会保険への加入促進のルールなどである。

これまで派遣問題に取り組む労働組合は少なかったが、これからは自分たちの雇用と権利を守るためにも派遣労働者の雇用と権利を守ることが重要になってきている。

改正派遣法では何が課題にな



◆改正されてもまだ不十分

関根秀一郎・東京ユニオン書記長

派遣法が改正されるが、また欠陥がある。セクハラ、一〇番に相談したら中途解約があり、違法な状態にあっても訴えれば首が切られるといふ不安が派遣労働者には常にあります。例えば、一九年間も受付の仕事をしてきたのに、年齢的に

ふさわしくないとして嫌がせられ、受け契約打ち切りになつたり、「性格が悪い、会社の雰囲気に合わない」などと正社員ならでも通用しないようなことで解約になつていて。派遣元は派遣先の要請に応えるために派遣スタッフの評価やランク付けなどの選別を行つていて。

改正法では、一年限定というマージン規制について、私はちは労働組合として派遣事業体を設立し、対処したい。派遣元から支払われた料金から最低限必要な経費をマージンとして受け取り、派遣労働者に賃金を支払うことでの高い賃金の相場形成の一翼を担うことができる。さらに、社会労働保険も適用させることができることができる。

トラ支援事業を行つていて、

一時的派遣を理由に、これまで三年だった専門派遣を全部入れ替える事態も起きている。

また、最大手の派遣会社が

EO事業と称して労働者を丸ごと派遣会社に移籍させ、そぞらもとの会社に派遣させるリス

派遣元は、社会労働保険の加入状況を派遣先に通知することや中途解約については少なくとも三〇日分以上の賞金相当額を保障する内容が指針に盛り込まれた。派遣先には食堂や診療所を利用を義務付けたり、事前面接や履歴書の提出などを派遣労働者を特定しないよう努めなければならない規定を設けた。

妊娠中・出産後の保健指導や健康診断に必要な時間の確保、セクハラ等については派遣先が責任を負うことになった。各職業安定所に派遣労働者の苦情相談窓口を置いたり、派遣労働者や派遣元向けのリーフレットなどを作る。

◆組織化は派遣労働市場への参入

高橋均・連合総合組織局長

パートや派遣で働いている人が大変増えている。これに対する組織化の手法は何か。それは職安法第四十五条にもついて労働組合が労供事業を行う、あるいは派遣事業体をつくり派遣事業を行なうなど派遣労働市場に労働組合が参入し、仕事をしたい人と欲しい人の手配権を労働組合が握ることだ。そのため、連合版のハローワークをつくっていきたい。派遣事業や労供事業、有料職業紹介事業などに労働組合自らが参入する時期にき

る職業訓練も可能になる。